

公民館費の予算様式について

石井耕一

民館費の予算様式が

法規に明示されてないため、各市町村の様式が一様になつてない。これを一様にする必要があるのではないかという声があるが検討してみた。

市町村歳入歳出予算様式は、地方自治法施行規則第十四条に規定されており、教育費に関する部分には公民館費が明示されていない。それで、ある町では公民館費を項目に設けたり、ある市では、社会教育費中の項目に公民館費を掲げることのいずれによるべきかについて三つの考え方がある。

第一の意見は、公民館費は項目に設けるべきであるというので、その理由は次のとおりである。

規則の様式によれば、項目としての施設別に示されている。示されていない公民館費、博物館費等も施設費であるから学校費、図書館費等と同じ項目に掲げるべきである。

二の規則が施行されたのは昭和二十一年五月三日である。当時公民館は、文部省官選課による設置を奨励されていただけで

いため、各市町村の様式が一様になつてない。これ

を一様にする必要があるのではないかという声があるが検討してみた。

市町村歳入歳出予算様式は、地方自治法施行規則第十四条に規定

されており、教育費に関する部分には公民館費が明示されていない。それで、ある町では公民館費を項目に設けたり、ある市では、社会教

育費中の項目に公民館費を掲げることのいずれによるべきかについて三つの考え方がある。

第一の意見は、公民館費は項目に設けるべきであるというので、その理由は次のとおりである。

規則によれば、項目としての施設別に示されている。示されて

いため、各市町村の様式が一様になつてない。これ

を一様にする必要があるのではないかという声があるが検討してみた。

市町村歳入歳出予算様式は、地方自治法施行規則第十四条に規定

されており、教育費に関する部分には公民館費が明示されていない。それで、ある町では公民館費を項目に設けたり、ある市では、社会教

育費中の項目に公民館費を掲げることのいずれによるべきかについて三つの考え方がある。

第一の意見は、公民館費は項目に設けるべきであるとい

う。この規則が施行されたのは昭和二十一年五月三日である。当

時公民館は、文部省官選課による設置を奨励されていただけで

であつて、新潟県としてその様式を統一することは考へていいことではある。これらのことを総合しての私見は次のとおりである。

一、法的解釈からして第一の意見が適切である。

二、公民館の理想とするところから考へても第一の意見が適切である。

三、社会教育法第十二条の規定によると、公民館の目的に「……に於ける」が改正される場合には、学校

費に次いで公民館費、図書館費の順位に列記されるべきものである。

四、予算様式中に公民館が明示されない限りの予算種目を例示してあるが、それ以外の款、項、目との新設を禁止していない。

三、この規定には時時予見し得る限りの予算種目を例示してあるが、それ以外の款、項、目との新設を禁止していない。

四、公民館の設置数は、全国では全市町村の七割を超える、新潟県では全市町村に設置を終つてゐる。これに比べて図書館の設置数は極めて少く、新潟県では十

二館があるにすぎない。その図書館費を現に掲げ、それに数倍倍する公民館費を項に掲げ、それが数百倍する公民館費を目に掲げるのは適切でない。

五、公民館費を項目に掲げ、それに数倍倍する公民館費を項に掲げ、それを以外の款、項、目との新設を禁止していない。

六、公民館費を項目とした公民館に於ける公民館費が明示されない限り、社会教育費の一部として掲げ、各市町村が任意の解釈による様式の統一を乱すべきでない。

七、公民館費を項目とした場合公民館費の一部として掲げ、各市町村が任意の解釈による様式の統一を乱すべきでない。

八、公民館費を項目とした場合公民館費の一部として掲げ、各市町村が任意の解釈による様式の統一を乱すべきでない。

九、公民館費を項目とした場合公民館費の一部として掲げ、各市町村が任意の解釈による様式の統一を乱すべきでない。

十、公民館費を項目とした場合公民館費の一部として掲げ、各市町村が任意の解釈による様式の統一を乱すべきでない。

讀書会要綱四

図書購入冊数は普通の市町村の人口から割出すことが適切である。

十一、顧問は全員の経意による切とされ、図書館活動は町村の幹事が委嘱する。顧問には会員の指導者を仰ぐ。

十二、役員の任期は一年とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を

三百冊、一万五千の町では三千冊、一万五千の町では三万冊とする。

十三、本会の経費は、会費、下つではないと想定しているが、年額自由とする。従つて八千の人口を有する村では三五〇冊、一万五千の町では三〇〇冊、一万五千の町では三〇〇冊、一万五千の町では三〇〇冊となる。

十四、本会の会員は、大体一冊三〇円平均とあつらるる。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

十五、本規約は、会員の総会によつて年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

十六、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

十七、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

十八、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

十九、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十一、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十二、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十三、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十四、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十五、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十六、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十七、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十八、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

二十九、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十一、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十二、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十三、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十四、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十五、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十六、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十七、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十八、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

三十九、本規約は、年額自由とする。但し再任することができ、人を越える人口一人につき〇・〇五の割合で累加した冊数を三〇〇冊とする。

都市における講座開設の一例

猪股武雄

都市における社会教育講座の不手は、本録第九号で紹介したところが断続的でござる時、これは又である。

職業課程をよく県立高等学校の関係者からその状況を詳細にうかがったので紹介したい。

（著者一五七に付）
修了試験を出してくる
これを職業別に見ると、会社、商店の事務員、商店経営者及び店員、公務員、無職、学生といった順序になっている。開設期日及び講座内容は、八月二十六日より十月六日まで毎週火、金の夜三時間つづき四十六時間で、商業経済（一〇時間）税務（一〇）簿記（一六）会社法（一〇）を実業高等の長谷川、阿部、小林、佐藤各教諭が担当したわけである。

さて、依頼を受けた学校側は、一般社会人に対する講義というものが始めてのことでもあり、幸い開設が益々大きかったので、夏の休み等の講義要項の研究にあて充分の準備と計画のもとに臨み、会場を引受けた公民館院は、広報会館とし受入体制も万全を期して

一六〇名も殺到、会場では机や
掛けの設謗にじんじん舞をした。

度のうち、三条実業高等学校が
三条市公民館と共に同館で開催

開放講座は、昨年度十六ヶ校、本年度十八ヶ校で開設したが、本

鐵葉課室をあぐ県立高等学校
珍のじみ成功した例が三条市に
いたので紹介したい。

都市における社会教育講座の
振が訴えられてくる時、これは

著者
に
お
け
る
言
論

公民館月報普及狀況表

をもつて担当課室に相談しているものといつたこと、又指導的立場にある年金署では、使用者が学問的知識をもつての自分にはそういふものが欠けているので交渉したとか、そういう考え方方が理解される。」と農村青少年が訴えた例と共に述べられてゐる。

おち穂

株式會社 大成堂

新潟市古町通り一 電話 3-8886

黒塗革胴付師範用剣道具	1人	9,500
〃 並	〃	8,000
生地革胴付	4	5,800
〃 一般普及用	〃	4,700
三八竹双鉄心一式付最上	〃	370
〃 並	〃	250
柔道衣特大二重刺	〃	1,500
〃 大、〃	〃	1,400

國家地方警察推薦店（詳細は教養課へ）

スポーツ用品

柔道、剣道、野球、庭球、バドミントン、球技
陸上競技、スキー、登山、ハイキング、体操器具

泉屋運動具専門店

新潟市西堀三(ガジ小路 新潟日報附近)

質 話 4,856 番

(本広告による御下命の節は特に勉強させて頂きます)